

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年千葉県規則第四十八号）

改正後	改正前
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 平成二十九年十二月二十六日規則第四十八号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 平成二十九年十二月二十六日規則第四十八号
改正	改正
平成二一年 一月 一日規則第六号 令和 二年 三月三一日規則第三八号 令和 三年 六月二二日規則第三三号 令和 五年 三月三一日規則第九号 令和 六年 五月一四日規則第四七号 令和 六年一〇月一八日千葉県規則第五八号	平成二一年 一月 一日規則第六号 令和 二年 三月三一日規則第三八号 令和 三年 六月二二日規則第三三号 令和 五年 三月三一日規則第九号 令和 六年 五月一四日規則第四七号 令和 六年一〇月一八日千葉県規則第五八号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (趣旨)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (趣旨)
第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(削る。)	(削る。)
	<p>（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるどおりとする。</p> <p>一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p>

- 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第一項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護（生活保護法の保護に準ずる保護をいう。以下同じ。）に係る資料の提供等の求めに関する事務
- 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- 九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第二項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 第三条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又

（削る。）

(条例別表第一の規則で定める事務)

<p>第一条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第三条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校等教育学校等の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第四条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第五条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第六条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるところとする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>一 私立高等学校等学び直し支援金（条例別表第一第一号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>（削る。）</p>
<p>二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第十九条を除き、以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第七条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（削る。）</p>
<p>第八条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学</p>	<p>（削る。）</p>

(削る。)

(削る。)

のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等選学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるところとする。

一 公立高等学校学び直し支援金（条例別表第一第八号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるところとする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第五条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第四十四条第一号に掲げる事務 同号に規定する者（以下「要保護者等」という。）

第十二条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第四十四条第一号に掲げる事務 同号に規定する者（以下「要保護者等」という。）

に係る次に掲げる情報

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十
八号)による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対
象者が在学する学校名に関する情報

ロ 条例別表第一第一号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金
の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報

ハ 条例別表第一第一号に規定する私立高等学校等学び直し支援金の支
給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する
情報

二 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハ
までに掲げる情報

三 省令第四十四条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

四 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

五 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

六 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

第六条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務
(以下「外国人生活保護事務」という。)とし、同表第一号の規則で定め
る情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす
る。

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和二十五年法律第四百
四十四号)第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
準する保護(生活保護法の保護に準する保護をいう。以下同じ。)を必
要とする状態にある外国人又は準する保護を受けていた外国人(以下「外
国人要保護者等」という。)に係る前条第一号イからハまでに掲げる情
報

に係る次に掲げる情報

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給
対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する
情報

ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支
給日に関する情報

ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及
び支給対象者が在学する学校名に関する情報

二 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハ
までに掲げる情報

三 省令第四十四条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

四 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

五 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

六 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イから
ハまでに掲げる情報

第十二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事
務(以下「外国人生活保護事務」という。)とし、同表第一号の規則で定
める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と
する。

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準
じて行う保護の実施に関する事務 準する保護を必要とする状態にある
外国人又は準する保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」と
いう。)に係る次に掲げる情報

(削る。)

(削る。)

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る
前条第一号イからハまでに掲げる情報

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る**前条第一号イからハまで**に掲げる情報

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る**前条第一号イからハまで**に掲げる情報

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る**前条第一号イからハまで**に掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準する保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る**前条第一号イからハまで**に掲げる情報

(削る。)

イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報

ロ 省令第四十四条第一号ロからタまで、ノ及びオに掲げる情報

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る
前号イ及びロに掲げる情報

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る**第一号イ及びロ**に掲げる情報

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る**第一号イ及びロ**に掲げる情報

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る**第一号イ及びロ**に掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準する保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る**第一号イ及びロ**に掲げる情報

第十二条 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学生のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する

(削る。)

第七条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第三号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 (生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。)

第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第十四条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第四号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
イ 生活保護実施関係情報
ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
イ 生活保護実施関係情報
ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報 (生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。)

始若しくは同条第一項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。(以下同じ。)

- 二 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 三 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 四 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 五 省令第二十条第二号に掲げる事務 同条第二号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 六 省令第二十条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
(削る。)
- 七 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 八 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号又に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 九 省令第二十二条第三号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十 省令第二十二条第四号に掲げる事務 同号ルに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十一 省令第二十二条第五号に掲げる事務 同条第一号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十二 省令第二十二条第六号に掲げる事務 同号又に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十三 省令第二十二条第八号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十四 省令第四十二条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
(削る。)

- 二 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 三 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 四 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 五 省令第二十条第二号に掲げる事務 同条第二号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 六 省令第二十条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 七 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 八 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号又に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 九 省令第二十二条第三号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十 省令第二十二条第四号に掲げる事務 同号ルに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十一 省令第二十二条第五号に掲げる事務 同条第一号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十二 省令第二十二条第六号に掲げる事務 同号又に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十三 省令第二十二条第八号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十四 省令第四十二条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(削る。)

十五 省令第四十四条第一号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び外国人進学・就職準備給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）

(削る。)

十六 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報

(削る。)

十七 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報

(削る。)

十八 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報

(削る。)

十九 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報

(削る。)

二十 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報

(削る。)

二十一 省令第五十五条第一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

(削る。)

二十二 省令第五十五条第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

(削る。)

二十三 省令第五十五条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

(削る。)

二十四 省令第五十五条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外

(削る。)

国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

一十五 省令第五十五条第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

一十六 省令第五十五条第八号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

一十七 省令第五十五条第十号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

一十八 省令第五十五条第十一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

一十九 省令第七十八条第一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十 省令第七十八条第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十一 省令第七十八条第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十二 省令第七十八条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十三 省令第七十八条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十四 省令第七十八条第七号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十五 省令第七十八条第八号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十六 省令第七十八条第九号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十七 省令第九十一条に掲げる事務 同条第二号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十八 省令第一百一十七条第一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

七 省令第百六十条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 省令第百六十条第二号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(条例第四条の規則で定めるもの)

第八条 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四号)に基づく独立行政法人海技教育機構(海技士教育科海技課程の本科に限る。)とする。

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

人進学・就職準備給付金関係情報

三十九 省令第百一十七条第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

人進学・就職準備給付金関係情報

四十 省令第百一十七条第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

人進学・就職準備給付金関係情報

四十一 省令第百一十七条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

人進学・就職準備給付金関係情報

四十二 省令第百一十七条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

人進学・就職準備給付金関係情報

四十三 省令第百一十七条第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人

人進学・就職準備給付金関係情報

四十四 省令第百五十三条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十五 省令第百五十二条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十六 省令第百六十条第一号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十七 省令第百六十条第二号に掲げる事務 同号口に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(条例第四条の規則で定めるもの)

第十六条 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四号)に基づく独立行政法人海技教育機構(海技士教育科海技課程の本科に限る。)とする。

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第九条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 三 国公立高等学校等奨学のための給付金（条例別表第三第一号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給対象者、支給金額及び支給日にに関する情報
- 四 公立高等学校学び直し支援金（条例別表第三第一号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。以下同じ。）の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 五 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（条例別表第三第一号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。）の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 六 省令第四十四条第一号ウ及びヰに掲げる情報

第十条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、外国人生活保護事務とし、同表第二号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。

第十一条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同

第十七条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - 三 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日にに関する情報
 - 四 公立高等学校学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - 五 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - 六 省令第四十四条第一号ウ及びヰに掲げる情報
- 第十八条** 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、外国人生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。
- 第十九条** 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。
- 一 生活保護実施関係情報

法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。(以下同じ。)

二 外国人生活保護実施関係情報

第十二条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第十三条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第一項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

第十四条 条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に

二 外国人生活保護実施関係情報

第十四条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第十五条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

第十六条 条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に

係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者の保護者等に 係る次に掲げる情報	係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者の保護者等に 係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報		イ　生活保護実施関係情報	
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
二　公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた 者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事 務	当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報	二　公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた 者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事 務	当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報		イ　生活保護実施関係情報	
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
第五十五条 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事 務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分 に応じ当該各号に定める情報とする。		第二十二条 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる 事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区 分に応じ当該各号に定める情報とする。	
一　省令第六十一条第二号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次に 掲げる情報	一　省令第六十一条第二号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次に 掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報		イ　生活保護実施関係情報	
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
二　省令第六十五条に掲げる事務	同条に規定する者に係る次に掲げる情 イ　生活保護実施関係情報	二　省令第六十五条に掲げる事務	同条に規定する者に係る次に掲げる情 イ　生活保護実施関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
三　省令第百五十二条第一号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次 イ　生活保護実施関係情報	三　省令第百五十二条第一号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次 イ　生活保護実施関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
四　省令第百五十二条第二号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次 イ　生活保護実施関係情報	四　省令第百五十二条第二号に掲げる事務	同号イに規定する者に係る次 イ　生活保護実施関係情報
ロ　外国人生活保護実施関係情報		ロ　外国人生活保護実施関係情報	
附　則		附　則	

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
この附則（平成三十一年二月一日規則第六号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
この附則（令和二年三月三十一日規則第三十八号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。
この附則（令和二年六月二十一日規則第三十二号）
この規則は、令和二年七月一日から施行する。
この附則（令和五年三月三十一日規則第九号）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。
この附則（令和六年五月二十四日規則第四十七号）
この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。
この附則（令和六年十月十八日千葉県規則第五十八号）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
この附則（平成三十一年二月一日規則第六号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
この附則（令和二年三月三十一日規則第三十八号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。
この附則（令和二年六月二十一日規則第三十二号）
この規則は、令和二年七月一日から施行する。
この附則（令和五年三月三十一日規則第九号）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。
この附則（令和六年五月二十四日規則第四十七号）
この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。
この附則（令和六年十月十八日千葉県規則第五十八号）
この規則は、公布の日から施行する。